

○平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）

（平成十六年一月二十六日）

（総務省告示第九十四号）

改正	平成十九年	五月一七日	総務省告示第三〇一号
	同	二〇年	四月一日同 第二二三号
	同	二〇年	一月一四日同 第五九二号
	同	二〇年	一月二七日同 第六一六号
	同	一三年	三月二一日同 第一二〇号
	同	一四年	一〇月一日同 第三五三号
	同	一四年	一月九日同 第三九一号
	同	一五年	四月一六日同 第一八八号
	同	一五年	一〇月四日同 第三九二号
	同	一五年	十二月一九日同 第四六七号
	同	一六年	二月二六日同 第四一号
	同	一六年	三月二八日同 第一一九号
	同	一六年	八月二五日同 第二九三号
	同	一八年	八月二六日同 第三二一号
	同	一八年	九月五日同 第三五六号
	同	一九年	一月八日同 第三七四号

同	三〇年	一月一二日	同	第一三三号
同	三〇年	十一月一六日	同	第三八五号
令和	二年	十二月三一日	同	第四三五号
同	四年	八月二五日	同	第二七七号
同	五年	三月二八日	同	第八九号
同	六年	三月七日	同	第五四号
同	六年	六月一日	同	第一八七号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を次のように定める。

平成十一年郵政省告示第百六十五号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）は、廃止する。

端末機器の表示について、第一号から第三号までに掲げる文字の表示は、その各号列記の順に行うものとする。

- 一 端末機器の技術基準適合認定又は設計についての認証の申請が、当該認定及び認証を行う登録認定機関又は承認認定機関（以下「認証機関」という。）に到達した年（西暦年数の十位以下の数字で二桁）
- 二 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関して、当該年において認証機関に到達した申請の通し番号（四桁）

三 認証機関の識別文字

認証機関	識別文字
一般財団法人電気通信端末機器審査協会	001
株式会社デイーエスピーリサーチ	003
テコフ・ライオンランド・ジャパン株式会社	005
SGSジャパン株式会社	006
株式会社UL Japan	007
株式会社コスモス・コーポレーション	008
テコフズードジャパン株式会社	011
株式会社認証技術支援センター	018
一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	019
一般社団法人TAC	020
ビューローベリタスジャパン株式会社	022
DEKRAサーティファイケーション・ジャパン株式会社	023

附 則

この告示は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。

改正文（平成二〇年一月二七日総務省告示第六一六号）

抄

平成二十年十二月一日から施行する。

改正文（令和二年十二月二二日総務省告示第四三五号）抄

令和三年一月一日から施行する。